

令和6年度中島村結婚新生活支援事業

【補助金額】 ※1

- 対象となる経費のうち、30万円を上限に金額を補助します。
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯は60万円が上限となります。

【対象となる経費】 ※2

- 令和6年4月1日～令和7年3月31日に支払う費用のみ対象となります。
- 保証金等これに類する費用も含みます。
- 契約書や領収書等で金額が確認できない場合は補助金を交付できません。
- 賃料については勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分に相当する費用を除きます。

【世帯の所得】 ※3

- 所得証明書をもとに、令和5年の夫婦の所得を合算した額となります。なお、夫婦の双方または一方が離職し、交付申請の時点において無職の場合は、離職をした者に係る所得は算定の対象としません。
- 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除します。

【提出書類】 ※4

- ① 結婚新生活支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
- ② 婚姻届受理証明書(または婚姻後の戸籍謄本)
- ③ 所得証明書
- ④ 物件の売買契約書・領収書の写し (※住居費における購入の場合)
- ⑤ 物件の賃貸借契約書・領収書の写し (※住居費における賃貸借の場合)
- ⑥ 住宅手当支給証明書(第2号様式)
- ⑦ リフォームに係る工事請負契約書等・領収書の写し (※リフォームの場合)
- ⑧ 引越しに係る領収書の写し (※引越費用の場合)
- ⑨ その他、村長が必要と認める書類

※ 様式については村HPからダウンロードできます。